

「鳥取市人権施策基本方針第2次改訂(案)」に対する市民政策コメントで提出された意見及び意見に対する鳥取市の考え方

1. 実施期間:平成29年12月6日(水)～12月25日(月)
2. 意見・提案等の総数:6人(29件)

意見No.	項目	意見要旨	意見に対する市の考え方
1	第2章 取り組みの経緯	1 取り組みの経緯 この文章だと、22年以降は取り組まれていないイメージです。一般対策で取り組んでいます。というような継続を感じさせる文章がよいのでは。	「そして、現在においても、こうした取り組みを継続しているところです。」に修正します。
2	第3章 基本的施策の推進と体制の確立	1 基本方針と基本的施策 (2) 人権意識の高揚を図る取り組み 「部落差別解消推進法」の施行を踏まえると、学校教育における同和教育の推進が重要です。人権施策資本方針第2次改訂では、「学校人権教育推進プラン」によるものとありますが、現状では、同和教育の取り組みが不十分だと思います。 ①そこで「学校教育における同和教育の取り組みの推進を図る」などの記述が、同和教育(部落差別)の項に必要なと思います。 ②または、「部落差別解消推進法」「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」などの法律の趣旨を盛り込み、「学校人権教育推進プラン」を改訂し、差別・人権問題の課題解決を行うことのできる教育の推進、人権尊重の行動ができる子どもの育成を図る等の記述をすべきではないでしょうか。	さまざまな人権課題については、学習指導要領に基づき、各教科の中で関わりある単元の中で学んでいます。大切なことは、知識理解の詰め込みではなく、お互いの気持ちを伝え合うコミュニケーション力を培い、将来にわたり学び続け、自主的な行動に結びつけることです。同和教育については、社会科の学習の中で、人権獲得の歴史を学ぶ中で学習しています。公民分野においては部落差別が社会問題として現存していることについても学んでいます。本市の学校における人権教育に関しては、市教育委員会策定の「学校人権教育推進プラン」によって、その考え方や取り組みを示すこととしています。 「学校人権教育推進プラン」については見直しを予定しており、文言については「その考え方や取り組みを示します」を「その考え方や取り組みを示し、人権尊重の精神を涵養する教育を一層進めていきます」に改めます。
3	第3章 基本的施策の推進と体制の確立	2 推進体制の確立 「なお、……行っていきます」を前文削除します。 理由は、なお、付け足しをしていますが、すでに人権侵害を受けた当事者は、「基本方針と基本施策」において、『当事者の参画を図るとともに「鳥取市差別のない人権尊重の社会づくり協議会」等の意見を聞きながら施策を進めます』と明記しています。 あえて、重ねて、ここで書くのは、特別な扱いをする印象を与えます。協議会については、すでに条例でもその役割が明記されています。必要であればいつでも市長に意見を提出できます。ここで明記することは、逆にこの方針の「実行を担保する」特別の理由が存在していることを示す必要が生じます。	「なお、施策の推進にあたっては、庁内の関係部署の連携や協力を十分に図りながら行っていきます。」に修正します。
4	第4章 さまざまな人権問題の取り組み 1 同和教育(部落差別)	(1) 現状と課題 結婚差別という具体的な例に並べて、差別発言、差別落書きとくるのが気になるので、結婚や就職など人生の節目での差別言動、日常生活における差別言動、差別落書きなど、なにか工夫があれば。	「しかし、同和教育(部落差別)の解決には至っておらず、結婚など人生の節目での差別言動、日常生活における身近な人による差別言動など依然として存在しています。また、差別落書きや戸籍不正取得による身元調査、同和地区かどうかの問い合わせる事象や、インターネット上での差別を助長する行為も存在しています。」に修正します。
5	1 同和教育(部落差別)	(1) 現状と課題 「また、…」でくられている生活困窮の問題ですが、なぜ生活困窮に陥る人が多いのかという言及なしに、同和教育のところででてくると、なぜ、ここで殊更でてくるのかと疑問に思う方はいないでしょうか。	「また、生活困窮など、さまざまな困難を抱えている人に対する支援も求められています。」を削除し、「第3章 基本的施策の推進と体制の確立 1 基本方針と基本的施策 (1) 人権擁護の推進について」の部分を「また、人権問題の相談は、同時に生活困窮をはじめ福祉、就労、教育、住宅等の分野に渡る場合があり、当事者本人に寄り添った個別的・包括的・継続的な相談支援に努めていきます。」に修正します。

意見No.	項目	意見要旨	意見に対する市の考え方
6	1 同和問題(部落差別)	<p>(1)現状と課題 同和問題(部落差別)の現状と認識について、『「市民意識調査」の結果では、……%でした。』の2行は、削除した方がいいと思います。 理由は「存在していると思う」ことは主観であり、「存在している」ことは客観的なもので、それらの意味は同じではありません。ですから、そう「思う」人が、そのままに体験や発言を聞くなど実際に遭遇したものでなく、不確かなものです。 ここでの現状認識として、「調査の結果」を引用して述べるなら、次の行の「また、あなたは……18.6%となっています。」までの文章を記述することが、より正確です。</p>	<p>市民の部落差別の存在認知を表すデータとして必要であると考えます。改訂案のとおりとします。</p>
7	1 同和問題(部落差別)	<p>(1)現状と課題 「また国がおこなう……取り組んでいきます」の3行の部分は削除します。 理由は、法律の第六条「国は部落差別の解消に関する施策の実施に資するために、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。」となっています。案では、「国への協力が規定されている地方公共団体として」という表現ですが、法律では、協力しなければならぬ、すなわち「協力義務」にはなっていない。「協力を得て」であり、協力するかしないかは、厳密には自治体の判断であります。この点で、解釈が不適切なものです。 また、「県や他の自治体と一緒に取り組んでいきます」とありますが、その必要性が示されていません。鳥取市は、他の人権問題とともに、調査をおこなっていますが、またなぜ調査をするのか、理由や必要性もなく、削除するのが適切です。</p>	<p>「この法律には、地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、相談体制の充実を図ることや教育及び啓発を行うよう努めることと、国は、地方公共団体の協力を得て「部落差別の実態に係る調査」を行うことが示されています。」に修正します。</p>
8	1 同和問題(部落差別)	<p>(2)施策の推進方針 次の文言を入れた、文書にすることを要望します。 同和問題の解決に向けて、部落差別事件の解決に向けた具体的な取り組み、教育・啓発の推進、相談体制の充実と強化、当事者の自立支援などが必要です。そして、そのための実態把握が必要であると思えます。</p>	<p>「同和問題(部落差別)の解決に向けて、教育・啓発の推進、相談体制の充実と強化、当事者の自立支援などが必要です。」に修正します。</p>
9	1 同和問題(部落差別)	<p>(2)施策の推進方針 学校教育における同和教育の取り組みを推進する。を記述する。</p>	<p>意見(No.2)に同じ。</p>
10	1 同和問題(部落差別)	<p>(2)施策の推進方針 差別事件の解決に向けた取り組みを行う。を記述する。 (調査研究だけではだめだと思います。)</p>	<p>差別事象が発生した場合、同様な事象が再度発生することのないよう予防することが必要であり、そのための効果的な教育・啓発をどう行っていくのかについて調査研究を行うことが重要であると考えます。また、差別事象が発生し、当事者の心理的ケアの必要性については、④に記載しています。改訂案のとおりとします。</p>
11	1 同和問題(部落差別)	<p>(2)施策の推進方針 ⑤の変更⇒(変更後)被差別当事者に寄り添った相談と自立支援を行います。 (生活困窮者等とありますが、対象が狭められているように感じます。)</p>	<p>意見(No.5)を踏まえて、施策の推進方針⑤を削除し、「第3章 基本的施策の推進と体制の確立 1 基本方針と基本的施策 (1)人権擁護の推進について」の部分に「また、人権問題の相談は、同時に生活困窮をはじめ福祉、就労、教育、住宅等の分野に渡る場合があり、当事者本人に寄り添った個別的・包括的・継続的な相談支援に努めていきます。」に修正します。</p>

意見No.	項目	意見要旨	意見に対する市の考え方
12	1 同和問題(部落差別)	(2)施策の推進方針 ⑦の「施策の推進にあたり、…調査等を行います」の2行は削除します。 すでに、(1)人権擁護の推進について、「人権問題における分野ごとの実態把握に努め、施策を効果的に推進します。」とあり、この実態把握は、「すべての分野で実態把握をする」こととなります。この同和問題の中で明記するのは適切でなく、また他の人権問題の施策の推進方針のなかでは、書かれていません。この点で削除が適当と考えます。	「第3章 基本的施策の推進と体制の確立 1 基本方針と基本的施策 (1)人権擁護の推進について」の部分「また、人権問題における分野ごとの実態把握に努め、施策を効果的に推進します。」と記載されており、この実態把握は、すべての分野で実態把握をすることになるため、施策の推進方針⑦は削除します。
13	1 同和問題(部落差別)	(2)施策の推進方針 ⑦の変更⇒(変更後)施策の推進にあたり、必要なデータ収集、実態把握等の調査を行います。 (人権擁護の項に、人権問題における分野ごとの実態把握に努め、施策を効果的に推進します。と記述されていますので、実態把握等と、語彙を統一させることがよいと思います)	意見(No.12)に基づき、施策の推進方針⑦は削除します。
14	2 男女共同参画に関する人権問題	(2)施策の推進方針 男女共同参画の施策の推進方針②の4行です。一つの文章として、長すぎるので、次のように修正したらいかがでしょうか。 「…女性の参画機会の確保をめざします。そのため、女性の社会参画に対する意識を高め、積極的な女性登用を働きかけ、また、リーダーとなる女性の人材育成を推進します。」	「さまざまな分野における政策・方針決定過程において、男女が対等な構成員となるために、女性の参画機会の確保をめざします。そのため、女性の社会参画に対する意識を高め、積極的な女性登用を働きかけ、リーダーとなる女性の人材育成を推進します。」に修正します。
15	2 男女共同参画に関する人権問題	(2)施策の推進方針 ③について。6行は長すぎます。次のように修正したらいかがでしょうか。「…啓発に努めるとともに、また、働きやすい環境づくりを推進しながら、仕事のみを優先した生き方や長時間労働等を前提とした…図ります。」	「男女雇用機会均等法等関係法令の周知を図るなど啓発に努めます。また、働きやすい職場環境づくりを推進しながら、仕事最優先の生き方や長時間労働等を前提とした従来の働き方を見直し、職場と家庭での役割と責任を男女が協力して担うという社会的気運の醸成を図ります。」に修正します。
16	2 男女共同参画に関する人権問題	(2)施策の推進方針 ④について。長い表現を次のように修正したらどうでしょうか。 「女性であることから複合的に困難な状況に置かれている場合や、一人親世帯の親子で困難に置かれている場合があり、…」を、「女性であることによる複合的に困難な状況や、ひとり親世帯の親子で困難な状況もあり、…」とします。 「場合」は個別性が強い表現となり、一般的な表現にちかい言葉に修正しました。	「女性やひとり親の親子が、複合的に困難を抱える状況もあり、男女共同参画の視点に立つて、必要な取り組みを推進します。」に修正します。
17	2 男女共同参画に関する人権問題	(2)施策の推進方針 ④について。最後の「女性のリーダーの育成などを推進します。」とします。「など」は、いくつかの課題があることを示すものですが、ここでは、具体的な課題を明確にしたままの方が、返ってわかりやすいと思います。	「など」を削除し、「女性のリーダーの育成を推進します。」に修正します。

意見No.	項目	意見要旨	意見に対する市の考え方
18	3 障がいのある人 の人権問題	<p>(1)現状と課題 「このような中、…一層必要となっています。」が一つの文章になっています。次のようにします。 「始めたところであり、様々な障がいの特性を理解し、その特性に応じた必要な配慮をするとともに、…」を次のように、主語(主体者)を入れて、修正します。 「始めたところであります。いま市民・県民が様々な障がいの特性を理解し、その特性に応じた必要な配慮をするとともに、…」。そして、「市民に」は削除したらどうでしょうか。</p>	<p>「障がいのある人が暮らしやすい社会づくりに向けて県下全域で取組を始めたところであり、市民・県民がさまざまな障がいの特性を理解し、その特性に応じた必要な配慮をするとともに、障がいのある人が困っているときに声掛けし、必要な支援を行う「あいサポート運動」にも積極的に取り組みながら、障がいのある人とも連携しつつ、障がいと障がいのある人の理解を促進していくことが一層必要となっています。」に修正し、「市民に」を削除します。</p>
19	3 障がいのある人 の人権問題	<p>(2)施策の推進方針 理解がすすまない1番の原因に、出会う場がないことが考えられます。外国人の人権の施策の推進方針にあるような、交流、理解促進の場を設けることも、推進方針に加えてほしいです。</p>	<p>施策の推進方針④に「障がいのある人や家族、周りの人との交流・連携する機会を設けることにより、障がいへの理解と、」を加筆します。</p>
20	4 子どもの人権問題	<p>(1)現状と課題 「しかし、別の設問で……市民の存在が見えてきました」は、削除します。 理由は、その前の文章「市民意識調査の結果を見ると、…回答者の多くが児童虐待、子ども同士のいじめを選択しています。」となっていますが、なぜ、あなたの周りにおいての子どもの人権問題の有無の結果を持ち出し、身近にあるとないとの回答の差が少ない数字を引用しておられます。何を問題にしているのか、明確になっていません。 実際の調査報告書では、回答で「どちらともいえない」と「わからない」が40.1%であることは、自分の周りでは事例が把握できないことを示していると思われます。 しかも、そのあとの課題として、子どもの権利条約を紹介して、子育てができる社会環境の整備などを挙げておられますが、「社会にあるが、自分の身近にはないと考えている市民の存在が見えてきました」と指摘したことと、課題の関連性がどこにあるのか、明確に示されていないので、ここには論証がなく、理解できない文章になっています。 「身近にない」というのは、回答者の年齢に偏りがあって、現役の子育て世代の人たちが多く回答ではないと推察され、「身近にない」と回答する人が多くなっていると思います。そのことを、人権問題が具体的に「自分には身近にないこと」と「市民が考えていること」は区別して捕らえることが必要です。</p>	<p>「市民意識調査」の結果を見ると、「あなたの周りにおいて、次のような人権問題があると思いますか」との問いの中で、子どもの人権問題に関する項目では、「あると思う」と回答した人は、全体で28.5%でした。また、子どもに関する人権上の問題について、「特に問題になっているものは何か」という設問に対し、「保護者による子どもへの暴力や育児の放棄などの児童虐待」と回答した人が全体で65.6%と最も高く、次いで「子ども同士の暴力や仲間はずれ、無視などいじめ」が53.8%となっています。」に修正します。</p>
21	5 高齢者の人権問題	<p>(1)現状と課題 「また、高齢者が…」ではじまる文章ですが、すぐ前の文章で、社会参加の機会が奪われているという問題が書かれているので、そのあたりを整理された方がいいのではないかと思います。</p>	<p>「そのため、高齢者が自身の知識や経験を活かし、生きがいづくりや地域貢献活動などに取り組み、地域の担い手の一員として活躍できる機会の提供や活動の支援が必要となっています。 今後、全ての高齢者の人格や個性が尊重されながら、さまざまな分野で活動が可能なまちづくりを進めるとともに、介護放棄や身体拘束などの高齢者虐待に対する防止対策などを積極的に取り組む必要があります。」に修正します。</p>

意見No.	項目	意見要旨	意見に対する市の考え方
22	5 高齢者の人権問題	<p>(1) 現状と課題 「加えて、認知症や虐待への知識や理解について熟知していない……取り組みを働きかける必要があります」は、削除して、施策の中に入れます。また、次のように整理して、次の理由で施策の推進方針⑦として、文章を挿入します。 理由は、事業者への対応について触れていますが、介護放棄と身体拘束は在宅で起きている表現ではないでしょうか。それなのに事業者に求めるものになっています。事業者に求めるならば、文章は(2)施策の推進方針で触れた方がわかりやすいと思います。 そのため、施策の推進方針で次のように整理、修正・追加します。 まず、施策の推進方針の⑤の次に整理します。⑦を⑥に変更して、認知症対応は続けて表現するようにします。そして⑥は⑦に変更して、次のように簡潔に表現します。 ⑦高齢者虐待に対して、関係機関と連携して必要な措置を講じます。また、認知症や虐待への知識を深めるように、介護事業者の資質の向上への取り組みを働きかけます。</p>	<p>「加えて、介護サービスの利用者が自分の思いを伝えられ、自分らしく生活できるよう、介護事業者に対して、資質の向上への取り組みを働きかける必要があります。」に修正します。 ⑥「認知症に関する正しい理解や認識を深めるため、出前講座や認知症サポーターの養成等を通じて、啓発活動を推進します。」に修正します。 ⑦「高齢者虐待に対して、関係機関と連携して必要な措置を講じます。また、認知症や虐待への知識を深めるように、介護事業者の資質の向上への取り組みを働きかけます。」に修正します。</p>
23	7 病気にかかわる人の人権問題	<p>(1) 現状と課題 病気にかかわる人の人権問題(1)現状と課題を次のように変更するように提案します。 「医療技術の進歩や医療体制の整備が進んでいる一方、さまざまな病気に関する正しい知識と理解が十分に普及していないために、病気に対する偏見や誤解により病気にかかわる人が人権侵害を受ける現状があります。」…「あり、」に変更します。 「さまざまな病気について、まず治療や予防など……生活上の問題を人権問題として捉え、」を削除します。 その結果、文章は次のようになります。 「医療技術の進歩や医療体制の整備が進んでいる一方、さまざまな病気に関する正しい知識と理解が十分に普及していないために、病気に対する偏見や誤解により病気にかかわる人が人権侵害を受ける現状があり、その解決に向けた取り組みが十分に行われない現状もあります。」… 理由は、現状と取り組みの不十分さを簡潔に指摘して、次のハンセン病などの個別の病気に触れていく文章の流れにすれば、良いかと思えます。いかがでしょうか。</p>	<p>「医療技術の進歩や医療体制の整備が進んでいる一方、さまざまな病気に関する正しい知識と理解が十分に普及していないために、病気に対する偏見や誤解により病気にかかわる人が人権侵害を受ける現状があります。病気にかかわる人が抱える生活上の問題を人権問題として捉え、その解決に向けた取り組みが必要です。」に修正します。</p>
24	7 病気にかかわる人の人権問題	<p>(1) 現状と課題 「医療においては、」は削除します。 理由は、次の行で「医療に求められます。」とあり、医療が二重の言葉になります。</p>	<p>「医療においては、」は削除し、「また、患者側の人権を重視し、治療側との信頼関係のもとで安心して治療を受けることができる医療が求められています。」に修正します。</p>

意見No.	項目	意見要旨	意見に対する市の考え方
25	8 個人のプライバシーの保護	(1)現状と課題 「自らの人権に関する問題であることを認識し、…」を、「理解し、…」に修正します。 理由は、市民一人ひとりに「認識」を求めるのは、行政としては上から目線です。ここでは、市民の理解をもらい、「自ら個人情報を守る意識を持つことが大切です。」につなげていくことではないでしょうか。 (なお、このページの認識は、職員で、行政を担う役目からも、認識が適当だと思います)	「そして、市民一人ひとり、自らの個人情報が自らの人権に関する問題であることを理解し、自らの個人情報を守るという意識を持つことが大切です。」に修正します。
26	12 性的マイノリティの人権問題	(1)現状と課題 民間事例としては、携帯の話より、たとえば、同性パートナーを配偶者と同等に扱う社内制度を導入する企業があらわれるなどというような取り組みがいいと思います。	「このような自治体の動きの他にも、複数の企業が同性パートナーにも配偶者と同様の福利厚生制度を適用するなど、性の多様性を尊重する取り組みが進んでいます。」に修正します。
27	14 非正規雇用等による生活困窮者の人権問題	(1)現状と課題 「昨今の厳しい経済状況ですが、」個人的には実感がありますが、世の中の数字的には、とても長い好景気にあるということなので、表現を少し変更したほうがいいのではと思いました。	「近年、雇用情勢は改善されてきたと言われますが、派遣労働者等をはじめとする非正規雇用者や離職者は依然として多い傾向にあり、経済的な側面にとどまらず、安心して生活する権利や働く権利にかかわる問題は未だに存在しています。」に修正します。
28	14 非正規雇用等による生活困窮者の人権問題	(2)施策の推進方針 「確実に申請窓口につなげます。」という表現が、少し気になります。	「また、就労に困難を抱えている社会的に孤立している生活困窮者の相談支援については、平成27(2015)年に中央人権福祉センター内に設置した「パーソナルサポートセンター」において、相談支援員が関係機関と連携し、さまざまな社会制度や社会資源を活用しながら、相談者に寄り添った個別的・包括的・継続的な支援を行います。」に修正します。
29	その他	「人権施策基本方針」を具体化する実施計画、または具体的な施策を示していただきたい。	「人権施策基本方針」は、本市の人権施策の基本となる考え方や方向性を示すもので、具体的な計画や施策を示すものではありません。今後、この基本方針を基に、市民の皆様のご理解やご協力をいただきながら、より一層総合的で計画的な人権施策の推進に努めてまいります。